

基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特徴について)

- 佐賀市は、南北に長い市域で、南は有明海に面し、南東部と北部は福岡県に接しており、福岡市中心部までは電車やバスにより1時間ほどで結ばれている。
- 佐賀市の人口は、県内市町の中で最も多く、平成22年10月1日現在で、約23.7万人と、県内人口の約28%を占めており、豊富で良質な労働力の供給が可能である。
- 道路網は、東西に九州横断自動車道(長崎自動車道)、放射線状に国道34号、207号、208号、263号、264号、323号が走り、広域的道路網が形成され福岡都市圏へのアクセスもよく、長崎自動車道・佐賀大和インターチェンジからの市街地へのアクセスも容易である。
- 主な教育機関として、高校13校、専門学校3校、短期大学2校、大学1校がある。そのうち、工業系の学部は高校で2校、専門学校で1校、大学で1校となっている。そのほか、県立の農業大学校1校がある。
また、主な研究機関は佐賀大学にさが機能性・健康食品開発拠点(徐福フロンティアラボ)等があり、県の施設である佐賀県工業技術センターが立地している。
- 製造業では生活関連型の企業立地が多く、製造品出荷額等のシェアをみると、食料品が約35%を占めている。また、古くから家具の製造が営まれており、諸富家具・建具は佐賀県指定伝統的地場産品に指定されている。一方、自動車産業の北部九州集積が進むなか、佐賀市には一次部品企業である自動車ランプ製造企業が進出し、今後も引き続き、自動車関連企業の進出が見込まれる。

(目指す産業集積の概要について)

・北部九州への立地が進む自動車関連産業の集積

北部九州には、4社の自動車メーカーが立地しており、平成23年度には年間生産台数が130万台を超え、目標に掲げている年間生産150万台に到達しそうなほどの好調を維持している。このような完成車の生産増加に伴い、部品の製造・加工等を担う自動車関連企業の集積が進み、国内でも有数の生産拠点に発展している。また、設計・開発機能についても、自動車メーカーや関連産業で設置の計画があり、設計・開発拠点化も目指している。

このような情勢のなか、佐賀市においても一次サプライヤーが進出し、二次、三次部品サプライヤーの動きも活発化している。

佐賀市としては、この機会を「強み」ととらえ積極的に自動車関連産業を誘致し、既存地元企業との連携を強め、地場調達率を高めることにより、産業の集積を図り、地域産業の活性化を実現する。

また、今後、自動車産業が急速に発展している中国・タイ・インド等の近郊のアジア地域

と地域間競争に打ち勝つ必要がある。特に中国の広州市では、広大な土地に部品用の団地を作り、産業道路を整備し、集中型の産業集積を進めているが、北部九州では、集中型の産業集積を進めることができない。これに対抗するために、分散ネットワーク型での拠点づくりを目指し、佐賀県・福岡県・長崎県の広域的な連携を形成し、自動車産業の人材の育成などについて、地域としての拠点性を高めることとする。

・地域の主要産業である食品関連産業の振興

佐賀市には、九州グリコ(株)、グリコ乳業(株)佐賀工場、味の素(株)九州事業所など、以前から食品関連の大手企業が立地している。それに伴い、食品関連業種も集積している。

佐賀市の食料品製造業は製造品出荷額等で約35%、従業員数で約36%を占めており、雇用等の面において地域経済を支える主要産業となっている。






今後も既立地企業への支援や関連企業の集積を図り、地域を支える主要産業として更なる育成を図る。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	563億円	619億円	10%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 産業用共用施設の整備等に関する事項					
(1)-① 遊休地等工場 用地の調査、 整備検討 (佐賀市)	—————→				
(2) 人材の育成・確保に関する事項					
(2)-① 佐賀県産業人 材確保プロジ ェクトの推進 (佐賀県等)	—————→				

<p>(2)-② 学生等へのインターンシップ(就業体験)の推進 (佐賀県等)</p>					
<p>(2)-③ 技術者の大学等派遣研修への助成 (佐賀県等)</p>					
<p>(2)-④ 中核人材育成のための大学等での講座の実施 (佐賀大学、佐賀商工会議所等)</p>					
<p>(2)-⑤ 在職者訓練の実施 (佐賀県等)</p>					
<p>(2)-⑥ 金型設計製造技術者の育成 ((公財)北九州産業学術推進機構、(公財)飯塚研究開発機構、佐賀・福岡・長崎地域の地域産業活性化協議会構成員等)</p>	<p>佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施</p>				

<p>(2)-⑦ めっき処理技術者の育成 ((公財)飯塚研究開発機構、佐賀・福岡・長崎地域の地域産業活性化協議会構成員等)</p>	<p>佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施</p>				
<p>(2)-⑧ ゴム加工技術者の育成(株)久留米リサーチパーク、久留米市、佐賀・福岡・長崎地域の地域産業活性化協議会構成員等)</p>	<p>佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施</p>				
<p>(2)-⑨ プラスチック形成技術者の育成((財)福岡県中小企業振興センター、佐賀・福岡・長崎地域の地域産業活性化協議会構成員等)</p>	<p>佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施</p>				

<p>(2)-⑩ 三次元設計 (3DCAD)技術者の 育成((公財) 飯塚研究開発 機構、(財)長 崎県産業振興 財団、長崎県 職業能力開発 協会、佐賀・ 福岡・長崎地 域の地域産業 活性化協議会 構成員等)</p>	<p>佐賀県・福 岡県・長崎 県で連携し て実施</p>				
<p>(2)-⑪ ユニット部品 設計技術者の 育成((財)九 州大学学術研 究都市推進機 構、佐賀・福 岡・長崎地域 の地域産業活 性化協議会構 成員等)</p>	<p>佐賀県・福 岡県・長崎 県で連携し て実施</p>				

<p>(2)-⑫ 組込ソフト技術者の育成 (財)長崎県産業振興財団、長崎県職業能力開発協会、佐賀・福岡・長崎地域の地域産業活性化協議会構成員等)</p>	<p>佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施</p>				
(3) 技術支援等に関する事項					
<p>(3)-① 企業連携コーディネータによる支援 (佐賀県、(公財)佐賀県地域産業支援センター等)</p>					
<p>(3)-② 試験研究機関や大学による技術指導・技術相談の活用 (佐賀県、佐賀大学)</p>					
<p>(3)-③ 新製品開発等補助事業 (佐賀県、(公財)佐賀県地域産業支援センター等)</p>					

(3)-④ 産学官共同研究コーディネーター事業 ((公財)佐賀県地域産業支援センター等)					
(3)-⑤ 産学官連携技術革新支援事業 (佐賀県等)					
(3)-⑥ さが機能性・健康食品開発拠点事業 (佐賀県、佐賀大学、佐賀県商工会議所連合会)					
(4) その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項					
(4)-① 企業立地動向アンケート調査の実施 (佐賀市)					
(4)-② 集積産業の積極的な誘致活動 (佐賀県、佐賀市)					

(4)-③ 発注企業と地 場企業とのマ ッチング事業 (佐賀県、佐 賀市、(公財) 佐賀県地域産 業支援センタ ー等)					
(4)-④ 工場立地法緑 地率の緩和 (佐賀市)					

2 集積区域として設定する区域

<p>(区域)</p> <p>佐賀県佐賀市</p> <p>設定する区域は、平成24年4月1日現在における行政区画その他の区域又は道路、鉄道等により表示したものである。</p> <p>なお、区域の設定に当たっては、自然公園法に規定する自然公園地域、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、特定植物群落等の環境保全上重要な地域については、集積区域から除いている。</p> <p>(集積区域の可住地面積)</p> <p>25,058ha</p> <p>(各市町村が集積区域に指定されている理由)</p> <p>現在の佐賀市は、平成17年10月1日に、佐賀市・諸富町・大和町・富士町・三瀬村の1市3町1村が合併し、さらに平成19年10月1日に佐賀市・川副町・東与賀町・久保田町の1市3町が合併したものである。</p> <p>人口は県内市町の中で最も多く、平成22年10月1日現在で、約23.7万人と、県内人口の約28%を占めており、豊富で良質な労働力の供給が可能である。</p> <p>域内には、九州横断自動車道(長崎自動車道)や国道34号線等の主要幹線道路も整備されており、以前から食品関連企業の集積が進んでいる。</p> <p>また、北部九州は自動車関連企業の集積が進み、国内でも有数の生産拠点に発展しており、今後も更なる産業集積の活性化が期待される状況となっている。</p>
--

今後、人材育成や技術支援等のソフト面を充実させ、企業にとっての立地環境を高めることにより、地域特有の強みを生かした企業立地を推進できる。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域) *別添地番リスト参照

【新工業団地】

①久保泉第2工業団地 佐賀市久保泉町大字下和泉

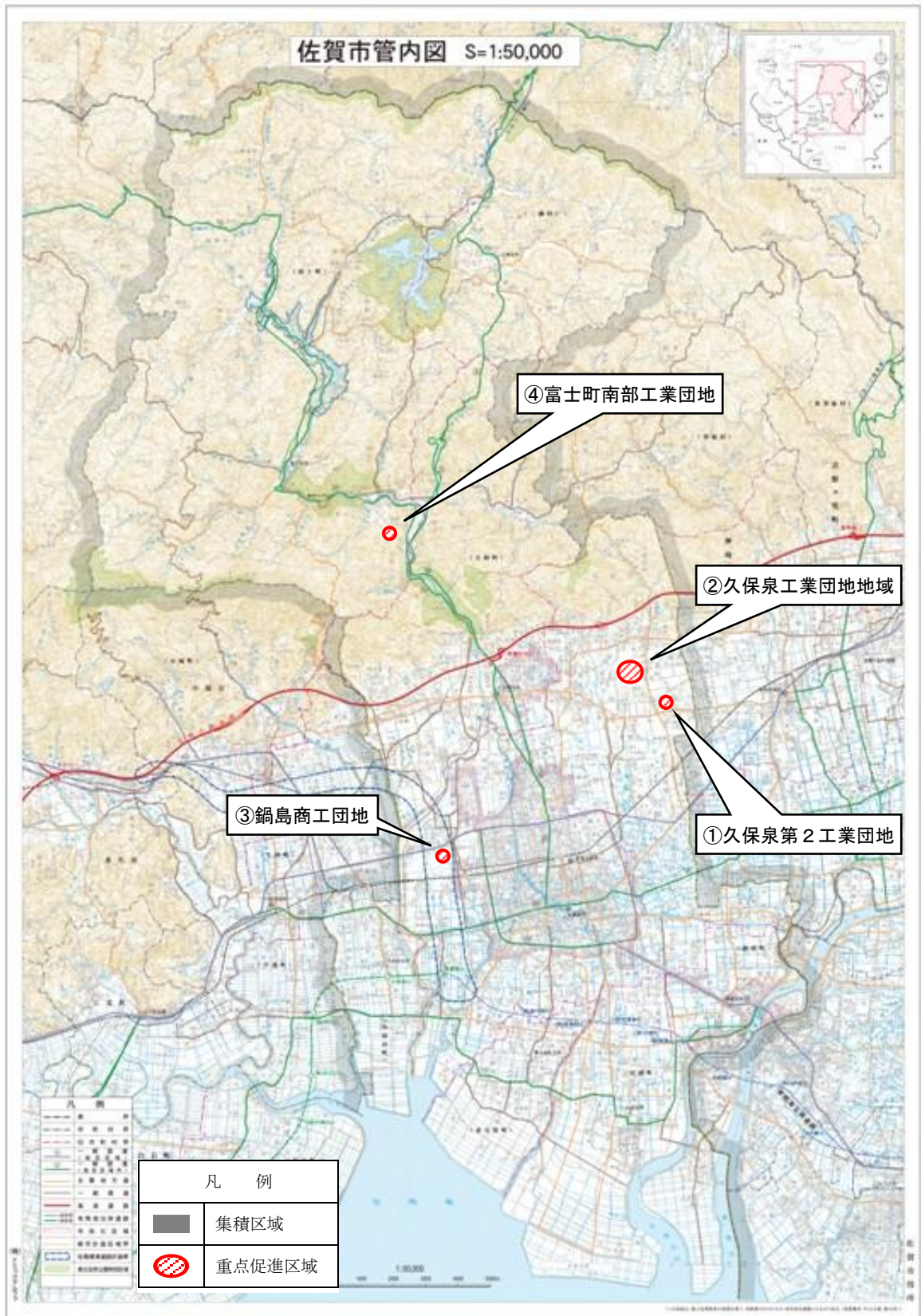
【既存工業団地】

②久保泉工業団地地域 佐賀市久保泉町大字上和泉他

③鍋島商工団地 佐賀市鍋島町大字森田

④富士町南部工業団地 佐賀市富士町大字上熊川他

設定する区域は、平成24年4月1日現在における地番により表示したものである。



4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)

- ①久保泉第2工業団地 佐賀市久保泉町大字下和泉
- ②久保泉工業団地地域 佐賀市久保泉町大字上和泉他

設定する区域は、平成24年4月1日現在における地番により表示したものである。

(特例措置を実施することにより期待される効果)

本区域内では、設備投資や生産能力拡充のために、緑地を含む用地を確保することが困難な状況となっている。従って、工場立地法の特例措置を適用し、工場用地を有効に利用していきたい。この措置を適用する場合には、地域の実情、住民の意思を踏まえ、特定工場周辺の生活環境の保持を適切に図るとともに、県・市の環境保全の部局や関係機関との調整を行う。

この措置により、本区域内においては、少なくとも0.7ha程度の利用可能な用地が確保でき、1社の企業立地、新規雇用創出数41人が期待される。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

(1) 業種名

(業種名又は産業名)	(日本標準産業分類上の業種名)
自動車関連産業	18-プラスチック製品製造業
	19-ゴム製品製造業
	23-非鉄金属製造業
	24-金属製品製造業
	26-生産用機械器具製造業
	28-電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29-電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業、2973 医療用計測器製造業を除く）
	30-情報通信機械器具製造業
	31-輸送用機械器具製造業（312 鉄道車両・同部分品製造業、313 船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く）
	32-輸送用機械器具製造業（321 自動車・同部分品製造業、322 船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く）
食品関連産業	09-食料品製造業
	18-プラスチック製品製造業
	24-金属製品製造業

(2) (1)の業種を指定した理由

【自動車関連産業】

- 自動車関連産業は、3万点にも及ぶ自動車部品のほか、工作機械、金型、電気機器など関

連する産業が多い裾野の広い産業であるため、自動車産業の生産拡大は、関連産業の生産も増大させる、経済波及効果が大きい産業である。

- 佐賀地域においては、既に小糸九州(株)をはじめ、(株)サンバック、佐賀勇氣屋(株)、美光九州(株)、(有)望月工業などの自動車関連企業が立地しているが、トヨタ自動車九州(株) (福岡県若宮市)、日産自動車九州(株) (福岡県荻田町)、ダイハツ九州(株) (大分県中津市)などの自動車メーカーの増産体制が進むなど、自動車メーカーの生産体制にあわせて、自動車関連企業の進出が進んでいる。また、震災の影響によるリスク分散から当地域に対する進出の引合いも生じている。こうしたことから、長崎自動車道等の高速交通網により、各自動車メーカーから概ね1.5から3時間圏内に位置し、また、豊富で良質な労働力の供給が可能な当地域への自動車関連企業の進出が期待される。
- 自動車生産は、数多くの素材と中小企業が担っている鋳造・プレス加工・メッキ・切削など、多くのものづくり基盤技術に支えられており、域内における自動車産業関連の取引が拡大する中で、新たに進出する自動車関連企業から域内企業に対して、高度な生産管理技術が広く普及していくことが期待される。
- 県内企業と自動車関連企業との新規取引または取引拡大の促進を目的に、平成18年10月に設立した「佐賀県自動車産業振興会」との連携等を図りながら、佐賀地域への自動車関連企業の集積を進め、域内の経済活性化を図る。

【食品関連産業】

- 佐賀地域には、昭和27年に進出した九州グリコ(株)や、昭和36年に進出したグリコ乳業(株)佐賀工場、昭和37年に進出した味の素(株)九州事業所など、以前から食品関連の大手企業が立地しており、それに伴い食品関連の業種が集積している。当地域における食料品製造業は、製造品出荷額等で約35%、従業員数で約36%を占めており、地域経済を支える主要産業となっている。
- 食品関連産業の既立地企業へのフォロー活動を継続し、関連企業への誘致活動を推進することにより、食品関連産業の更なる集積が期待される。
- 県都である佐賀市は、豊富で良質な労働力の供給が可能である。また、主要幹線道路、高速自動車道の整備により、県内はもとより福岡都市圏への交通アクセスに優れている。生産品を消費量の多い都市圏へ、いち早く届けることができるという利点があり、今後も食品関連企業の進出が期待される。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数又は新規事業件数	5社
指定集積業種の製品出荷額又は売上高の増加額	82億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	205人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

(1) 産業用共用施設の整備等に関する事項

①遊休地等工場用地の調査、整備検討（佐賀市）

工場用地として適した遊休地等がないかを調査し、適地があれば検討し、整備する。

(2) 人材の育成・確保に関する事項

県や関係機関（佐賀商工会議所、佐賀県自動車産業振興会等）と連携し、人材の育成及び確保を図る。

自動車関連産業分野については、佐賀県地域と福岡県地域、長崎県地域の地域産業活性化協議会の構成員が、従来実施してきた人材育成事業のノウハウを連携させ、同産業分野に必要な金型製造、めっき処理、ゴム加工、プラスチック成形に加え、設計に不可欠な3次元設計や製造ラインの制御に必要な組込みソフトなどを担う人材育成に取り組む。

①佐賀県産業人材プロジェクトの推進（佐賀県等）

県内外に県内企業の魅力をアピールするなど産学官の関係者が一体となって、産業人材確保プロジェクトに取り組むことにより、有能な産業人材を県内企業に確保し、県内企業の競争力を高める。

②学生等のインターンシップ（就業体験）の推進（佐賀県等）

佐賀県産業人材プロジェクトによる高校、大学等の県内企業へのインターンシップ促進事業を活用し、各指定産業の人材育成を図る。特に、自動車関連産業においては、高校・大学等の生徒・学生による佐賀県自動車産業振興会会員企業へのインターンシップが実施されるよう、振興会としてインターンシップを受け入れる会員一覧表を作成し、県内の高校・大学等に送付する。

③技術者の大学等派遣研修への助成（佐賀県等）

県内の自動車産業を担う優れた技術力を持つ人材を養成するため、県内中小企業が大学等で実施される研修に、自社の技術者を受講させる場合に必要となる経費の一部を補助する。

④中核人材育成のための大学等での講座の実施（佐賀大学、佐賀商工会議所等）

企業技術者を対象とし、地域の中小企業等における自動車産業等の生産技術の高度化を図るため、佐賀大学等において講座を実施し、製造中核人材を養成する。

⑤在職者訓練の実施（佐賀県等）

県内企業の競争力を高め、持続的な発展に寄与する人材の育成を図るため、ものづくりに関する技術・技能、国際取引の実務等、企業が望む内容の在職者向けの講座を実施する。

⑥金型設計製造技術者の育成（（公財）北九州産業学術推進機構、（公財）飯塚研究開発機構

等)

【佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施】

金型設計から加工まで対応でき、課題解決能力と提案力を併せ持つ中核人材を育成する。

⑦めっき処理技術者の育成（(公財)飯塚研究開発機構等）

【佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施】

めっき企業において蓄積された技術・ノウハウを論理的に考察し、多種多様な素材に適した加工技術者を育成する。

⑧ゴム加工技術者の育成（株久留米リサーチパーク、久留米市等）

【佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施】

ゴム原料の物性から加工、品質管理に至る一貫した知識と技術力を有する中核人材を育成する。

⑨プラスチック成形技術者の育成（(財)福岡県中小企業振興センター等）

【佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施】

プラスチックの物性から加工に至る知識と高度射出成形技術を有する中核人材を育成する。

⑩三次元設計（3DCAD）技術者の育成（(公財)飯塚研究開発機構、(財)長崎県産業振興財団、長崎県職業能力開発協会等）

【佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施】

三次元CAD設計技術の地場企業への普及のため研修を実施する。

⑪ユニット部品設計技術者の育成（(財)九州大学学術研究都市推進機構等）

【佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施】

自動車メーカーや一次サプライヤー等の自動車設計開発部門の集積・創設を図るため、三次元CADソフトの学習等を通じて、業界が求める将来のリーダー候補と、不足している即戦力の設計技術者の人材を育成する。

⑫組込ソフト技術者の育成（(財)長崎県産業振興財団、長崎県職業能力開発協会等）

【佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施】

ソフト開発の基本と開発行程の習得研修。ETEC2クラス受験に対応。

(3) 技術支援等に関する事項

県や関係機関（佐賀商工会議所、佐賀県自動車産業振興会等）と連携し、技術支援等を図る。

①企業連携コーディネータによる支援（佐賀県、(公財)佐賀県地域産業支援センター等）

コーディネータが県内のものづくり中小企業による企業連携体を構築して、発注側が求めるニーズ（ユニット部品の開発・製品化、大量ロット生産、ローコスト化）に対応することにより、自動車産業等への新規参入・取引拡大を図る。

②試験研究機関や大学による技術指導・技術相談の活用（佐賀県、佐賀大学）

佐賀県工業技術センターによる技術指導や共同技術研究及び佐賀大学による技術相談を行う。

③新製品開発等補助事業（佐賀県、(公財)佐賀県地域産業支援センター等）

県内中小企業が、既存技術の高度化、新技術の開発、製品デザインの開発、経営革新のための新商品・新技術・新役務開発、試作品開発等の取組を行う場合に必要となる経費の一部を補助する。

④産学官共同研究コーディネート事業（(公財)佐賀県地域産業支援センター等）

産学官の共同研究等により新技術の開発及び新産業の創出を目指すため、県内の企業ニーズと大学等の研究シーズのマッチングを図るためのコーディネートを実施する。

⑤産学官連携技術革新支援事業（佐賀県等）

県内企業の技術革新や新事業の創出につなげるため、産学官のチームを形成し、ニーズの掘起しから大学等の研究成果の橋渡し、研究開発、販路開拓までを見据えた一貫支援を行う。

⑥さが機能性・健康食品開発拠点事業（佐賀県、佐賀大学、佐賀県商工会議所連合会）

地域の公設試・大学等の研究機関が持つ機能性・健康食品に関する先進の研究ニーズと、県内の食品関連事業とのマッチングを促進し、地域の特色を生かした研究開発に取り込むことで、「佐賀ならではの」新技術・新商品の創出を支援する。

(4) その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項

①企業立地動向アンケート調査の実施（佐賀市）

自動車関連・食品関連企業を中心に企業立地動向を調査し、進出に意欲のある企業を的確に把握し、積極的な誘致活動に結びつける。(平成24年度 対象企業数2,000社)

②集積産業の積極的な誘致活動（佐賀県、佐賀市）

企業立地動向アンケート調査で進出意向のある企業を訪問し、誘致活動を行う。また、域内既立地企業からの情報収集を積極的に行い、新たな誘致企業を掘起こす。

③発注企業と地場企業とのマッチング事業（佐賀県、佐賀市、(公財)佐賀県地域産業支援センター等）

地場企業の振興を図るために、二次、三次サプライヤーと地場企業との業務提携を積極的にマッチングしていく。

④工場立地法緑地率の緩和（佐賀市）

集積エリアにおける工場立地法の緑地整備率の緩和を実施することにより、新規企業の立地及び既立地企業の生産性の効率化へとつなげる。

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

○ 佐賀地区においては、緑地の確保に関する諸法令により、十分な緑地面積が確保されるよう努める。

そのほか、企業立地に際しては、地域住民の理解が得られるよう、必要に応じて地域住民

等への説明会を開催するほか、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を防止するため、立地企業と公害防止協定を締結するなど、環境の保全に取り組むとともに、企業が公害防止措置を講じようとする場合は、当該企業に対して、環境施設を含めた設備投資に対して一定割合を補助する立地促進奨励金（佐賀県）を活用しながら、企業支援を図ることとする。

○ 安全な住民生活の保全

安全な住民生活の保全のために、下記のことについて配慮する。

・ 防犯設備の整備

事業所付近において地域住民が犯罪被害に遭わないようにするために、照明の設置等を行う。併せて、必要に応じて事業者に対して防犯カメラ、照明の設置等を要請する。

・ 防犯、交通事故防止に配慮した施設の整備、管理

道路、公園等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、夜間において公共空間や空き地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底するとともに、交通の安全と円滑に配慮した道路環境の整備を図る。

・ 事業者の従業員に対する安全指導

事業者に対して、従業員の法令遵守や犯罪被害及び交通事故の防止について要請する。外国人の従業員に対して、日本の法制度について指導するよう要請する。

・ 地域安全活動への協力

犯罪防止のためのパトロールを定期的実施するほか、地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加・協力するとともに、これに対して必要な物品、場所等を提供するなどの支援を行う。

・ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、事業者に対して、旅券等による当該外国人の就労資格の有無の確認など、必要な措置をとるよう要請する。

・ 地域住民との協議

事業者又は関係自治体が基本計画に基づき産業集積の形成又は産業集積の活性化のための措置を実施するに当たって、安全な住民生活の保全に影響すると考えられる取り組みについては、あらかじめ関係する地域住民の意見を十分に聴取すること。

9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から平成29年度末日までとする。